

多摩中央公園改修整備・運営事業
 公募設置等指針 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年3月5日修正版)	修正後(令和3年4月9日修正版)
1	27	3	1	(1)	イ		d	(d)		(d) 令和2年度入札参加有資格者名簿等(建設工事)において、建築一式工事、電気工事又は管工事がA等級に格付けされていること。	(d) 令和2年度入札参加有資格者名簿等(建設工事)において、建築一式工事、電気工事又は管工事がA等級に格付けされていること。ただし、電気工事又は管工事がA等級に格付けされている場合であっても、建築一式工事についてはB等級以上に格付けされていること。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年1月公表版)	修正後(令和3年4月9日修正版)
1		27	3	2	(2)	イ	(ア)	b	(b)		(b) きらめきの池を、子どもも安心して遊べる親水空間として再整備すること。なお、本市では、きらめきの池内に広場空間を確保(常時、浸水しない広場、座り場を整備)するとともに、利用ニーズにあわせ、池の水量を調整し、子どもも安心して遊べる噴水型水景施設を設置することを想定しているが、本エリアに対するニーズやコンセプトに合致する範囲で、事業者の提案によるものとする。	(b) きらめきの池を、子どもも安心して遊べる親水空間として再整備すること。なお、本市では、きらめきの池内に広場空間を確保(常時、浸水しない広場、座り場を整備)するとともに、利用ニーズにあわせ、池の水量を調整し、子どもも安心して遊べる噴水型水景施設を設置することを想定しているが、本エリアに対するニーズやコンセプトに合致する範囲で、事業者の提案によるものとする。 <u>ただし、当該噴水型水景施設については、きらめきの池またはカスケードに必ず設置すること。</u>